

## 全員協議会次第

令和2年10月20日  
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)  
落合事務局長

2. 挨拶  
井田議長

3. 協議事項  
(1) パートナーシップ宣誓制度について  
(2) 今冬における感染症対策について  
(3) 郵政宿舎跡地について  
(4) 令和5(2023)年以降の成人式について  
(5) オンライン会議について

4. 報告事項  
(1) 総務常任委員会  
(2) 議会運営委員会  
(3) 入間東部地区事務組合

5. その他

6. 閉 会 (11:29)  
小松副議長

令和2年10月20日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	桃園典子
議員	細田三恵	議員	林善美
議員	菊地浩二	議員	落合信夫
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	内藤美佐子	議員	細谷光弘
議員	山口正史		
議長	井田和宏	副議長	小松伸介

欠席議員

なし

説明者

総務課長	大野佐知夫	総務課・庶務主任 権担幹	田中秀樹
健康増進課	池田康幸	健康増進課副課長	廣澤寿美
健康増進課健康担当支援主査	仲野真由美	政策推進室	島田高志
政策推進室推進主幹	富田篤	MIYOSHI 初任・アト推進課長	高橋章次
MIYOSHI 初任・アト推進課副課長	三浦康晴		

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	落合行雄	事務局書記	小林忠之
事務局書記	山田亜矢子		

---

◎開会の宣告

○事務局長（落合行雄君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（落合行雄君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。  
○議長（井田和宏君） 皆さん、おはようございます。本日は全員協議会ということで、早朝より大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。また、先日、オンライン会議の試行ということで行わせていただきました。多くの議員の皆様のご協力があったて試行することができました。今日も協議事項において、オンライン会議について協議をさせていただきます。この件についても忌憚のないご意見をいただければと思っております。

本当に朝夕がめっきり寒くなってまいりました。本当に季節の変わり目でございます。皆様方におかれましては、お体には十分ご留意の上、委員会活動、議会活動に臨んでいただきたいと思っておりますし、12月の定例会も12月1日開会ということになりましたので、それに向けて準備を整えていただきたいと思っております。

本日も協議事項が5件ございます。皆様の慎重審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。また、執行側の皆様におかれましては、分かりやすい説明をお願いを申し上げます。

以上です。本日もよろしくをお願いいたします。

○事務局長（落合行雄君） ありがとうございます。

---

◎パートナーシップ宣誓制度について

○事務局長（落合行雄君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項に移ります。

まず、お配りした次第には、オンライン会議が抜けておりまして、改めてオンライン会議を協議事項の5番目として追加をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。次第の変更をお願い申し上げます。

それと、飲料水の持込みを認めさせていただきますので、ご承知おき願いたいと思っております。

それでは、協議事項に移りたいと思います。協議事項の1番、パートナーシップ宣誓制度について説明を求めます。

これは、総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 皆さん、おはようございます。貴重な時間を取っていただきまして、ありがとうございます。総務課のほうからパートナーシップ宣誓制度の導入につきましてご説明をさせていただきます。

性的少数者に対する町の現状と課題でございますが、まず資料の1番目でございます。平成30年度に実施

しました住民意識調査によりますと、LGBTという言葉について内容を知っていると答えた者が40.6%でございます。ちょっと半分に満たないという状況でございます。その住民意識調査の中での自由記述欄におきましても、同性愛者の心理が分からない。彼らは子孫繁栄や未来につながっていないといったような意見も見られるような状況でございます。これらを踏まえまして、みよし男女共同参画プラン、これは平成元年度に見直しをしているわけでございますけれども、その中におきまして、性的指向や性自認の偏見や差別をなくすために、性の多様性（LGBT, SOGI）への理解を深めるとともに、性的少数者が気兼ねなく地域に参加できる体制づくりをする必要があるということで、多文化共生と多様な性への理解を推進していくことを掲げたところでございます。こういった中で、今般パートナーシップ宣誓制度を早期に導入するという形を取らせていただいております。

目的といたしましては、このパートナーシップ宣誓制度でございますけれども、既存の婚姻制度を活用できない同性同士のカップルが宣誓して、町から認証登録を受けるというような形になっております。法的効力はございませんけれども、一番重要なところは、まずこの2人がパートナーであるという事実を対外的に証明することで、性的少数者の困難や生きづらさを少しでも軽減し、安心した生活につなげるということが第一の目的でございます。

これに至る経緯につきましては、今、町のほうでは共生社会推進条例といったものを今年度から進めていくという状況があったところでございます。そういった中で、コロナ等の問題もございまして、今年度実施すべき住民を集めての団体で説明をしたり、あるいはワークショップを実施したりという予定をしていたわけでございますが、なかなかそれができない状況というのがまず1点ございまして、その共生社会の推進の条例の検討が遅れているというような状況でございます。

それから、性的少数者を構成員とする団体から、去年要望等もございました。また、その後、議会のほうで全会一致でこのパートナーシップの宣誓制度、その他の制度につきまして早期にやってほしいということで請願の採択が出たということもございます。これらを踏まえまして、町総意で速やかにこの制度を実施しまして、さらに性的少数者に対する理解を町全体で深めていくということが必要であると理解しております。

続きまして、3番、制度の概要でございますが、まずパートナーシップとはということで、戸籍上の性別が同じ2人の者が互いをパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係、いわゆる婚姻でございますが、それぞれ同性の者についてはできないということでございますので、その部分を補完するというような考え方でございます。

対象者につきましては、双方が町内に住所を有する（転入を予定している）者を含む成年で配偶者がいない者でございます。ただし、民法第734条、第735条、直系血族3親等あるいは傍系血族あるいは直系姻族、これらについては除くというような形になろうかと思っております。

方法につきましては、当該2人は、町職員の面前でパートナーシップ宣誓書に自ら記入し、町長に提出するというところでございます。これらの宣誓書を町としては受領して保管しておくというような形になるところでございます。

この効果につきましては、町が認証することで、2人が社会から認められているという安心感を与えると、また、病院での面会、手術同意、住宅の賃貸入居等社会生活での理解につながっていくものと思っております。

す。また、これとあわせまして、住民や事業者への啓発も併せて実施しつつ、これもつながっていくものだと思っております。

この制度につきましては、当事者にカミングアウトを推奨するものでは決してございませんので、そこはご理解をいただきたいと思っております。現状これを進めるに当たっては、ある程度やっぱり住民、事業者等の理解がまずなければならないということが大変重要なものだと思っております。意識啓発を併せてやっていくわけですが、決してそういったことを推奨していくということではないので、ご理解をお願いしたいと思っております。

それでは、続いて、その他、(5)番でございますけれども、この町ではパートナーシップ宣誓の趣旨が正しく理解され、社会生活の中で公平かつ適切な対応がなされるよう、しっかりと住民、事業者への周知啓発に努めていくということがまず第一だと思っております。

また、この宣誓書でございますが、やはりそれぞれの市町村で今急ピッチでこの制度につきまして進めている状況でございますので、当然その転入、転出等におきましても、そのよその市、町に、市町村に行ったときに、また改めて宣誓しなければならないといったことがないように、ある程度その制度の内容については、整合を取らせておきまして、そういった手間をかけさせない、負担をかけさせないということが大切であると思っております。

続いて、4番のスケジュールでございますけれども、本日町議会のほうに制度を実施していくという報告をさせていただいております。来月、まちづくり懇話会におきまして、性的少数者への理解と制度(案)の周知を図っていきたいと思っております。12月には行政連絡区、町内事業者、商工会、医師会、ここは特別に挙げてございますけれども、宅建組合等への周知・要請を行っていきたいと思っております。来年になりまして、職員研修をこれは当事者に講師になっていただいて、研修をしていただこうと思っております。住民の受講についても一緒にできるような形にしたいと思っております。これとあわせて、町の申請書、一部性別欄の見直しを実施しておりますが、全体的にこれらをしっかり実施してみたいと思っております。

それから、職員の人事でございますが、福利の関係で手当ですとか、そういったものについて、どういった部分で変更ができるかという部分については検討してまいりたいと思っております。また、職員互助会、友和会等ございまして、これらについてはそういったお二人がいた場合に関しては、それなりの措置が速やかにできるものと思っております。

それから、1月になりまして、やはり近隣自治体との相互活用についての意見交換や調整あるいは他の市町村、この制度の内容についてある程度調整をしていく必要があるかと思っております。その段階で、要綱(案)をつくりまして、パブリックコメントにかけたいと思っております。

3月の定例会におきまして、どういった形になるかちょっと分かりませんが、議会のほうには経過報告をさせていただきたいと思っております。

それから、4月にはこの制度を施行するという予定でございます。

続いて、5番、その他でございます。先ほどお話ししました仮称の共生社会推進条例につきましては、このパートナーシップ宣誓制度というのは、その一部分を切り取ったものでございますので、この全体像につきましては、全体につきましては、当然この条例の検討をしていくという状況でございます。

それから、2番目、新年度以降、LGBTに関する取組の中で、町のホストタウンでありますオランダ国、これLGBTの先進国でございます。これは、オランダ国と連携した取組ができればなと今考えているところでもあります。オランダ国につきましては、婚姻解放法ですとか、一般平等法の中にジェンダーの平等も取り入れてございますし、トランスジェンダー法等も施行しておりますところでございます。

また、現在プライドハウス東京というのは東京のほうで開いております、そこでLGBTの諸団体と先進国等の講演をいただきまして、いろいろ啓発、集まり等を実施しているところでございます、そこにオランダ国も後援をしているということでございまして、そういったところからオランダ国との連携もできていくのではないかと、いろいろ広がりを見せたいと思っておりますところでございます。

それから、一番最後にその宣誓書の受領証のイメージとして、下にこういったものを当事者にお渡ししまして、これを何かの折に提示することで住民、事業者等のご理解を得ていくというような形になっていくのかなと現状では思っておりますところでございます。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（井田和宏君） ただいま総務課よりパートナーシップ宣誓制度について説明をいただきました。質問がある方は挙手にてお願いをしたいと思います。

本名議員。

○議員（本名 洋君） おはようございます。本名です。ありがとうございました。

三芳町もようやくここまで来たなという感じですが、先ほど課長のほうよりお話がありました共生社会推進条例、コロナの影響でちょっとスケジュール遅れているということですが、そちらは今後どうスケジュールでやっていくのかお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） この取組につきましては、福祉課のほうで障害者ですとか、そういった部分の共生社会の部分につきましては、現状でも進めているところでございます。共生社会推進懇談会等がこれから開かれる予定でございまして、その中でこういった性的少数者に関する内容等も含めた形で懇談を実施していく形に今年度はなっていくものと理解しております。

この共生社会推進条例につきましては、その慌ててすぐつくると言うよりも、むしろ住民、事業者等を巻き込みながら徐々に理解を含めて実施していくというのが最初の考え方でございました。パートナーシップ宣誓制度につきましても、その中でというような考え方もあったわけでございますけれども、この当事者のその社会生活での生きづらさといったものについては、速やかに解消していくということが必要であると思っております、この部分については切り離して進めてきたというところでございます、共生社会推進条例につきましては、今年度については懇談会を実施して、福祉課のほうで映画等も流しておりますところでございます。今後それらについても新たな展開を検討しているというところがございますので、そんな形になっていくのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ということは、共生社会推進条例とこのパートナーシップ宣誓制度とはお互い関係し合うものであるけれ

ども、しかし共生社会推進条例のほうは特に期限を設けず、じっくりと検討していく。ただし、パートナーシップ宣誓制度については、これはもうそれとは別になるべく早い時期に制定、制度をつくっていくということによろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） はい、そのとおりでございます、これにつきましては、やはりその啓発を待っていると言うよりは、むしろその当事者の生きづらさというものの解消ということに関しては、なるべく早めにと。ただし、その啓発がある程度一緒に進めていかないと、カミングアウトとかという形になったときに、新たな差別とかになったとしたら、非常に困る問題になってしまうこともあるので、それも併せて早急にこれにつきましては、先ほどスケジュールの中でも述べましたとおり、12月のほうからそれぞれの行政連絡区や事業者についてこの制度自身については説明をしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほどご説明いただいた中で、市町村間での相互活用ということですが、現在埼玉県内ではこの制度を設けているのは、多分さいたま市、川越市、この間、坂戸市ですか、あと北本市も制度を設ける予定かと思うのですが、県内ほかの自治体もこのような制度を設けようということで進んでいるというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） はい、そのように私も理解しております、川越市がここでやっているということもございます。そういった中で、ここふじみ野市、富士見市、三芳町といった中でも、ちょっと近隣の市町村の動向について私がここで述べるのはどうかと思いますが、ある程度そういった中でも打ち合わせをしているような状況があるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

この窓口が担当となるのは何課になりますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） このパートナーシップ宣誓制度につきましては、総務課ということになっております。共生社会全体の取組については、それぞれ様々取り組んでおりますので、条例の窓口は総務課というふうに理解していただいてもいいと思います。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

条例制定に向けた窓口は総務課ということで理解をしたのですが、このことが制定をされた後の当

事者からのご相談を受ける窓口というのも同じということによろしいですか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 人権担当ということで、総務課に窓口がございますので、同じように総務課と理解していただいていいと思います。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。分かりました。

兵庫県明石市のほうでは、LGBTのこの当事者の皆さんのご相談も単独の窓口として常設をこのたびされたようなのですね、今年になってから。すごく先進的だと思ったのは、そこの専門の常設窓口の設置と併せて、そこの対応に当たる方が当事者ということで、臨時職員を募集をし、採用して、その職員としての位置づけと当事者の理解という、そういう面と両面を持ち合わせているという方が対応できる窓口ができたという、そういうニュースを拝見をしたのです。この中に先ほどご説明いただいた中に、職員研修ということであったそれは、今後は総務課でご相談に当たる職員の方は現在と同じ配置の中にいらっしゃる職員のどなたかが対応する形になるということによろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） このLGBTに関する相談につきましては、以前議会のほうで、この一般質問でご質問があった際に、その相談の状況についてご回答させていただいたときは、私が総務課長になってから、正直そういった相談があったのは1件ということでした。非常に少数な、今のところそういう状況でございます。ただ、こういった制度を始めて、それが町内でどの程度の当事者の方がいらっしゃるのか。現状の意識調査のアンケートとかでいきますと、8%の方がそういった方であるというようなお話は出ているわけですが、実際この制度を始めて、そういった相談件数がどの程度増えていくのかという部分も含めて、今後常設の窓口を設置しなければならないほどのものになるのかどうか、あるいはほかの人権問題と併せて実施していくことで足りるのかといった部分は今後検討していこうと思っております。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

進んでいく中で、より具体的なことであるとかというご相談も出てくるであろうと想像するわけなのですが、今後その対応ができたときに、対応するこちら側の職員と、例えば講師に来てくださる方がいらっしゃるようですが、そういう団体の方との連携であるとか、そういうものは継続されるという、そんなことはあるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 当事者のことは当事者が一番ご存じというのは私も理解しておりますので、やはり今後そういった団体の皆様との連携というのは非常に重要になってくるというように思っているところでございます。

以上でございます。



○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

1点確認なのですが、この制度を来年4月1日から施行するということなのですが、これに関わる予算がどんな状況になるのか。例えば今年度中にはいろいろと研修会やら、いろいろ設けられると思うのですが、その予算について、また来年度のこのパートナーシップ宣誓書をこれも予算化しておかないといけないのかなというふうには思うのですが、その辺についてはどんなふうにご検討されているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 今年度のその研修につきましては、今のところ考えているのが、共生社会の推進条例の中で検討している講演会、あと職員向けには人権問題研修ということで、予算をいただいておりますので、あらかじめ。その部分で対応したいと思っています。

あと、物理的な対応、議会のほうでもいろいろお話がございました。一番身近に庁舎でできることといたしますと、多目的トイレの部分名称等の変更、これらにつきましては、財務課と相談して、早急にこれらと併せて実施していきたいと思っています。これは、ちょっと年度内になるか、4月1日以降になるかというのは、またちょっと調整をさせていただきたいと思っています。状況としてはそんな感じかと思っています。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

あと、近隣自治体との相互活用についてというところで、この近隣自治体というのがやはりふじみ野市、富士見市とこの歩調を合わせながらこの問題についても同じようなことをやっていくということでしょうか。この認証制度がふじみ野市、富士見市でも行われていくというような状況なのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） よその市町村がやるかやらないかについては、ちょっと現状ではお答えができませんのですが、そういった連携の中で今これからお話をすることに関しては申し上げられるのかなと思っています。やるに当たっては、当然それぞれこの連携をしていけば、一番ここ2市1町の間での転入、転出というのは結構多いものでありますので、その辺は連携できればいいかなとは思っています。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） おはようございます。

少しちょっと分からない部分もあるのであれなのですが、目的は既存の婚姻制度を活用できないというところでありまして、そのために宣誓書を書くのかなというふうには思うのですが、これは国政になってしまうのですが、その宣誓書というのはどのくらいまで書くことになって、何年ぐらい、これからの見通しというのは、この宣誓書を書かなくても済むようなことになってくれればと思うのですが、その辺はどういうふうにご検討されているか、もし分かればお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） これにつきましては、国のほうの取組としましては、この性的少数者、また

は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律、これについては衆議院で現状で閉会中の審査になっていると理解しています。

それから、性別が同じ者に対する婚姻につきましては、民法の一部を改正する法律案、これについても衆議院のほうで閉会中の審査になっていると理解しております。ただ、これが国の動向としてどうなるか。この民法の一部を改正する法律案が国のほうで通れば、当然このパートナーシップ宣誓制度というものは特に不要になるというふうに理解しています。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。何点かちょっとお伺いしたいところがあります。

まず、この宣誓書受領証ですけれども、これは2人に対して1枚の配付というか、お渡しになるのか、それぞれになるのか、どういうふうにお考えなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 今そこまではちょっと考えていなかった。制度案で今つくっているところなのであるのですけれども、考え方としてみれば、1枚だとそれぞれの方がお持ちになって、それぞれの場所で活動するということになるでしょうから、考え方としては2枚必要になるのかなとは今理解していますが、ちょっとまだ案の段階で、そういった細かい配付については、私もちょっとまだ勉強してはいないところでございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それでは、ちょっとこれ経験上の話なのですけれども、経験上の話で、例えば夫婦の場合は離婚届があると思うのです。このこうやって宣誓したときに、そのやっぱり破談になったときにどうするかということまで考えておくべきだと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 確かに婚姻につきましては、離婚というものがございまして、それによって法的な効力も変わってきますので、ただ、この制度につきましては、法的効力が現状ではないのもございますが、ではこのお二人がお別れになったとかということになると、この宣誓書につきましては、有効ではないという形になると思いますので、それについては回収なりなんんりの措置はあらかじめご本人たちに周知しておくのが適当ではないかなと今考えております。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。分かりました。

ちょっと最後の質問になるのですけれども、例えば今これで三芳町の中ではパートナーシップ宣誓をしたということであると、その三芳町の庁舎内での申請というのが、例えば夫婦でしかできないものを、町のいろんな何かを取る場合に、他人では取れなくて、夫婦ですかとか、そういうことを聞かれることもあったの

ですけれども、そういうのできるようになるということになるのですか、これを宣誓すると。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） これは、ですから法的なその手続が片方であって、ではこれを婚姻と同等の町が認めているからといって、その法制度との整合が図られているかどうかというのは、ちょっとまた別の問題になるので、個別にそれは見ていく必要があるかと思っています。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今のところで、私も経験者としていろいろお聞きしたいのですが、目的の一つとして、このLGBTの方々の社会的生きづらさとか、社会的制度の差を公平にするというものがあると思うのですが、そういったところまでは今回具体的には踏み込まないということなののでしょうか。法的には先ほど菊地議員が質問したようなことは特にはそこまで考えていないような話だったので。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 法的というのは、どこがというか、法律とか、そういうのは無理な話なので、条例、町が関与できるのは条例までだと思います。その条例までに踏み込むかどうかという部分は、やはりそれぞれ個別の案件でこれは町として条例まで踏み込んで、それを認めるのだということになれば、それは可能かと思っていますので、それはやはり今後それぞれ課題として、この運用する中で当事者がどういった町の中で申請においてやりづらさ、生きづらさがあるかという部分は、また個別に1つずつ見つつやっていきたいと思っています。とりあえず今できるとしているのは、庁内の、庁内といいますか、役場の職員の中の部分、これについてはできるかなと思っています、ただそれがどこまでできるか。例えば結婚、育児とか、病気休暇等をでは果たしてこの制度を実施した中で、結婚休暇が取れるのかといった部分については、また改めてその制度設計の見直しをできるのかどうかの部分も含めて個別に見ていく必要があるのかなと思っています。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） はい、分かりました。

スケジュールのほうで12月から町内事業者への周知・要請とありますが、この要請というのは表面の一番下にあるような、例えば医師会であれば病院での面会、手術同意、また宅建組合だと住宅入居等の婚姻者でなければとか、そういった差別をなくすといったところにあると思うのですが、そういった要請をするのかなとも取れるのですけれども、この要請というのはどういった意味でしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） 今、議員がおっしゃったとおり、そういった要請をするということでは、これはあくまでも要請でございまして、ではそれはそれぞれの医師会という、医師会という判断にはなるかどうか分かりませんが、それぞれの病院あるいはそれぞれの住宅販売、住宅のその賃貸をしている会社がどのように判断してやっていくかというのは、あくまでも町の要請でございまして、それは無理だというお話になれば、それは現実ではお願いをしていく形にならざるを得ないかなとは思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） はい、分かりました。

あと最後に、庁舎内のほうの話なのですけれども、例えば家族であれば、私、妻の住民票とか、今行って私が取ってくることでできると思うのです。そういったところまでやれるようにするのか。であるなら、もしやれるようにするのであれば、それはこの宣誓制度の中でやれるようにしてしまうのか、それとも改めて条例に記した上で議会の審議を経てやれるようにするのかはどうなるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 総務課長。

○総務課長（大野佐知夫君） この制度は、あくまでも今考えているのは要綱でございますので、任意でやっていくという形になっているわけでございますけれども、例えばそういった状況で住民票を取れるようにするといった場合に、それがちょっと今手元にないので分かりませんが、条例の中にこういったものが取れるのか、あるいは規則の中にこういったものが取れるのかというのは明記されているということであれば、その中でまた調整をして、改正できるものは、あるものは改正をさせていただきたい。当然そのとき、もし条例に明記があるというものであれば、議会のほうにご提案をしてやっていくという形になるというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で協議事項1番、パートナーシップ宣誓制度について終了させていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前10時03分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前10時04分)

---

#### ◎今冬における感染症対策について

○議長（井田和宏君） 協議事項の2番、今冬における感染症対策について説明を求めます。

健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） おはようございます。よろしく申し上げます。

今冬における感染症対策といたしまして、1番、高齢者インフルエンザ予防接種事業について、まず先にご説明いたします。

さきの議会におきましてご承認いただきましたインフルエンザ予防接種事業に関しましてですが、高齢者インフルエンザに関しまして、自己負担分の1,500円に関して補助するという形でご承認いただいたところでございます。当初、補助金といたしまして、高齢者の方々には1度医療機関の窓口のほうでお支払いいただき、役所の窓口のほうで申請していただくというようなご説明をさせていただきましたが、2市1町足並

みがそろいまして、東入間医師会との協議も成立し、医療機関で自己負担ゼロで受けることが可能となりましたので、改めてご報告させていただくところでございます。

既にご承認いただきました予算に関しましては、次回の議会におきまして予算の組替えのほうをご提案させていただきますのでございます。

もう一点ございまして、この1,500円の補助につきましては、急遽埼玉県のほうから補助をいただくことができました。こちらの部分に関しましては、歳入として次回の議会で予算のほうを組ませていただくという形でございます。

以上が1番の高齢者インフルエンザ予防接種事業になります。

議長、続けて2番、ご説明してもよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） はい、お願いいたします。

○健康増進課長（池田康幸君） 2番目といたしましては、PCR検査事業についてご説明させていただきます。

こちらさきの議会におきましてPCR検査、町内の施設におけるPCR検査事業をご承認していただいたところではございますが、厚生労働省のほうから通知がございまして、さらにPCR検査事業の対象者の拡大を検討しているところでございますので、ご報告させていただきます。

まず、こちらの部分に関しましては、厚生労働省のほうから9月に通知のほうが埼玉県に、埼玉県から10月5日に当町のほうに通知のほうが届きました。対象といたしましては、65歳以上の高齢者と基礎疾患ある者に関してのPCR検査事業という題目でございます。当町といたしましては、三芳医会等と協議を重ねまして、対象者のほうを1)、三芳町の住民基本台帳に登録された65歳以上の高齢者または65歳未満の基礎疾患を有する者というところを大前提に置かせていただいております。

2)番といたしましては、対象者の身近な生活活動の場において陽性者が発生した際に、都道府県が実施する行政検査及び保険診療の対象とならない無症状であるPCR検査の希望者ということで、こちらも希望者、法律に基づきませんので、希望者の同意書等々必要というふうを考えているところでございます。

この生活活動の場に関しましては、今、具体的な場所として、(3)、対象とする生活活動の場というところで検討を重ねているところでございます。主には会社組織、体育館・スポーツジム、飲食店等がございまして、町独自といたしましては、区長会・自治会・民生委員等の活動、サークル活動、公民館での活動、図書館・資料館での利用、活動、文化会館での利用、活動等において感染者が発生した場合にPCR検査のほうを受診していただくというような体制を検討しているところでございます。

今のところ検査費用は無料と考えております。こちらの部分に関しましては、厚生労働省通知に基づきまして、国庫補助金が2分の1、町負担が2分の1で、実施期間といたしましては、令和3年3月31日実施の検査までというところで検討しているところでございますので、ご報告させていただきました。

以上となります。

○議長（井田和宏君） 2件とも本会議というか、議会への上程が改めてあるということでよろしいでしょうか。

健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） はい、そのとおりでございます。次の議会で予算としてご提案させていただきます。

だくという形で考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） そうしますと、上程される議案でございますので、その点を配慮の上、ご質問をお願いをしたいと思います。

ございますでしょうか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

対象者のところを教えてくださいたいのですが、1点目の65歳未満の基礎疾患を有する者というのは、このことの前の段階では、60歳から65歳の中での基礎疾患となっていたように思うのですが、これが65歳未満全てとなれば……

〔「PCR、どっち」と呼ぶ者あり〕

○議員（桃園典子君） もう一度質問し直させていただきます。

PCR検査事業に関しましてお伺いたします。2点目の対象者のところの65歳以上の高齢者または65歳未満の基礎疾患という方が項目にうたわれておりますが、このことがうたわれる前の最初のPCRに関しては、60歳から65歳未満の疾患がある方も加わりますよとなっていたように思ったのですが、その点は最初からここにあるとおり、65歳未満の基礎疾患全ての方が対象だったということよろしいでしょうか。ややこしくてすみません。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） 池田です。お答えいたします。

PCR検査事業の前のというのは、町内施設のPCR検査事業のことよろしかったでしょうか。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

もしかすると今お話を伺いながら、インフルエンザの予防接種の補助事業で、そういう感じだったのかもしれないということを思い出しましたので、取消しをさせていただきます。

○議長（井田和宏君） ほかに。

○議員（桃園典子君） それで、改めまして。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 続いてよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） はい、よろしいですので、お願いします。

○議員（桃園典子君） 基礎疾患ということの具体的な症状といいますか、それを教えていただければと思います。

○議長（井田和宏君） なるべく……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、もう一回改めて言いますけれども、上程されるものですので、内容に関わるもの以外で……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 新たなですよ。健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） 池田です。お答えいたします。インフルエンザに関しましては、予算の組替えのほうを行うように考えておりますが、PCRの部分に関しましては、新たな予算を財源としてご提案させていただこうというふうに考えているところでございます。

○議長（井田和宏君） よろしいですか。ほかに。吉村議員。

○議員（吉村美津子君） おはようございます。

PCR検査のほうについてちょっとお聞きしたいのですけれども、これだと多くの方が受けられるような感じになるのかなと思って、大変うれしく思います。お聞きしたいのは、この実施時期はいつからかということと、あと周知の仕方はどうなのか、その2点について。

〔「今言ったばかりなのに」「定例会でやらなければ駄目でしょう」と呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） いや、12月1日まではまだ先なので、もしそういった……〔「そこからだから」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） よろしいですか。ほかにございますか。細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

また間違ってしまうとまずいのですけれども、内容になってしまうのか分からないのですけれども、その対象とする生活の場ということは、町内ということだけなのか。例えばしかも自分なんかc o c o a入れているのですけれども、そちらについても何かあれば大丈夫なのか、だめだったら削除してください。すみません。

○議長（井田和宏君） 申し訳ないのですが、本会議の場でお聞きいただきたいと思います。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で協議事項2番、今冬における感染症対策についてを終了とさせていただきます。ありがとうございました。暫時休憩します。

(午前10時13分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前10時14分)

---

◎郵政宿舎跡地について

○議長（井田和宏君） 協議事項の3番、郵政宿舎跡地について説明を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。今日は、郵政宿舎の跡地についてのほうをご説明させていただきたいと思います。室長の島田と主幹の富田で説明のほうをさせていただきます。

以前より議会やまちづくり懇話会等において質問のありました旧郵政宿舎跡地に関しまして、町の方向性を決定しましたので、ご報告のほうをさせていただきたいというふうに思います。

昨年9月の一般質問におきまして、増田議員より本件に対して質問があったところでございますけれども、費用等について課題があるため、購入のほうは難しいというふうな形で答弁のほうはさせていただいたところでございます。このたび郵政のほうから口頭ではありますけれども、郵政の担当者から金額の提示があったため、最終的な町の方向性の判断を仰ぐため、重要政策会議にて発議したところでございます。審議のほうを行ったところでございますけれども、土地の購入代金に加えて、撤去費のほうも別途かかるということ、あと公共施設マネジメント基本方針で、土地については8%の減の目標があるということなどから、最終的には町としては旧郵政宿舎の跡地の購入は行わないというふうに決定いたしました。今後につきましては、郵政の売却等の方針が決まり次第、ご連絡をいただけるということになっております。

以上、報告になります。

○議長（井田和宏君） 今、郵政宿舎跡地について説明がありました。

質問がある方は挙手にてお願ひをしたいと思います。

増田議員。

○議員（増田磨美君） この提示された金額というのは、教えていただくことはできないのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

口頭で約という形では示されたのですが、坪40万というような形になっております。ただ、これ総額で計算しますと9億2,000万か3,000万かかって、撤去費は別という形になりますので、この撤去費が幾らかかるか、どんなものが埋まっているか、建物の構成はどうなっているかというのはちょっと分からないところでございますので、ちょっとその辺の金額は未定というふうなことです。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 例えばこの今、町は購入しないということになったということなのですが、今後何がしかの動きが、土地の売買ですとか、そういうことで動きがあった場合は、町のほうには連絡が来るのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

最後のほうで申しましたとおり、郵政が売却するという方針が出た場合につきましては、町にまず連絡が来るというような話になっております。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしましたら、そういった場合には議員のほうにも連絡をしていただくことが、連絡というか、報告していただくことはできるのでしょうか。



○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

どういう形で向こうから報告が来るかというふうには分かりませんが、こういう開発が出ているという話はできるというふうには思います。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしましたら、最後にお伺いしたいのですが、例えば草が生い茂っていたりとか、何かがあって、危険なこと、崩れてきたりとか、売却の前にそういったことがあった場合というのは、以前どおりその郵政のほうで全部見ていただけるということによろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その辺に関しましては、郵政のはたしか囲ってある看板に管理会社のほうが書いてありますので、そちらのほうに電話していただければという形で郵政のほうで面倒見るとい形になります。

○議長（井田和宏君） いいですか。

ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

この売却の件に関しては、承知いたしました。日本郵政に関しては、積極的な活用、売却というか、今後のこれを売却する意向というのは、どんな感触だったのでしょうか。というのは、今回実は今、課長がおっしゃっていただいた管理会社さん、あまりにも枝が道路にはみ出していたりする、またごみの投棄が増えているということもあって、課長に教えていただいたとおりに管理会社さんをお願いしてみましたところ、非常に担当が分かれていたりして、空き地側担当と建物担当と、その連携があまり取れていなかったりとか、様々あって、住民の皆さんからしてみると、草を刈れば刈ったで1日うるさくて困るとか、もうそれもちょっとそうなのですから、様々な声が届いてくるものですから、やはりあの環境のままですつといるのかなということは、住民の側からしてみれば、すごく思いが強いのですが、その辺は積極的に先が明るいかどうか、もしくは町から底を押し上げることができないのかどうかという感じに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答え申し上げます。

ちょっと答えになるかどうか分からないのですが、郵政に関しましては、リリースの広報誌に町のほうが購入しないということであれば、付け加えるという形になります。こういう売却というのは、今まであったのかというふうに聞いてみたのですが、かんぼの宿の売却であるとか、委託であるとか、そういうのはしたことあるのですけれども、土地のこういう大きな土地を使ったことはないというようなお答えをいただきまして、今後どうするかというのは、まだ未定になるというふうを考えています。この土地に関しましては、大きなマンションの開発とかいう話になると、接道要件がありまして、6メートルの接道がないと、なかなか開発が大規模な開発は難しいというようなお話をちょっと都市計のほうで伺いましたので、そこにもちょっと課題があるのかなという形で、まだ今後時間がかかるのではないかとこのように踏んでおります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。分かりました。

住民の方からは夜お仕事を遅く終えて帰られる方で、あそこを通るとき暗くて怖いとおっしゃるのです。当然私有地なわけなので、町の責務はないのかもしれませんが、例えばそういう要望も暗くて怖いのですけれどもみたいなことは、日本郵政のほうに申し上げることなののでしょうか、もしくは公道管理の町のほうになるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） なかなか難しいお答えになると思うのですが、郵政に言っても、多分暗いと言っても難しいと思うので、町のほうで管理する、反対側の歩道のところに街灯、街灯ってなかなか建たないみたいですが、というような話をしてもらおうというか、するしかないというふうな考えではありますけれども。

○議長（井田和宏君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

金額的に町としては購入するのが難しいということなのかもしれませんが、民間にとってもここは非常に喉から手が出るように欲しい土地かなとも思います。藤久保拠点施設については、民間を入れることについては、ちょっと異議があるところなのですが、ここについては黙ってその民間に全て売却されるよりは、町が何らかの形で関与して、町民の何らかの利益に供するするような施設なりなんなりを共に開発するような方法を取ったらどうかなとも思うのですが、それは開発業者にとってもありがたいことなのではないかと思うのですが、その今後開発ということになった場合、町が何らかの関与をしていく考えはないのかお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

民地の開発ということで、その内容に関してまで町の政策として何か関与できるのかということ、そこら辺は難しいというふうに考えますが、その開発がなかなか難しいというような話は都市計のほうで出ていましたので、その辺との連携をして、どんなものができるのかというような話はしていくような形にはなっていますが、特にどんなものに使ってほしいというような意見のほうは町のほうから言うのは難しいかなというふうな形になると思います。

以上です。ごめんなさい。郵政のほうは多分郵政として使うのではなくて、民間に売却をするというふうな形になると思います。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

郵政としては、民間に売却ということでしょうし、その売却、買う側の業者にとっても、それはその業者の自由ではあると思うのですが、そこにおいてその6メートル道路をつくらなければいけないとか、そういうものがあるのであれば、なおさらそこに町が何が何でも入れろよという話にはならないでしょうけ

れども、協力を申し出てもいいのではないかと思います、改めてお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

あの郵政の跡地の問題は結構長い間、町としての課題にもなっておりましたので、町として優良なものをつくってほしいというような意見はできると思いますが、特にどうこうという意見はなかなか難しいのかなというふうには思っておりますが、郵政のほうから方針が決まり次第、その辺は一緒にちょっと考えてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で協議事項の3番、郵政宿舎跡地についてを終了させていただきます。

暫時休憩いたします。ありがとうございました。

（午前10時26分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前10時27分）

---

#### ◎令和5（2023）年以降の成人式について

○議長（井田和宏君） 続いて、協議事項の4番、令和5（2023）年以降の成人式について説明を求めます。

MIYOSHIオリンピックアード推進課長。

○MIYOSHIオリンピックアード推進課長（高橋章次君） それでは、令和5（2023）年以降の成人式につきまして概要のご説明をいたします。

民法の一部を改正する法律が平成30年6月、国会において成立されまして、令和4年4月1日より施行されることになりました。つきましては、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりまして、三芳町におきましても、令和5年以降の成人式について対象年齢を定め、公表しなければならないということもありまして、先般10月13日の重要政策会議におきまして、三芳町におきましては、成人式の対象年齢を20歳で実施するという確認をされたものでございます。

引き続きまして、詳細説明を担当より説明いたします。

○議長（井田和宏君） MIYOSHIオリンピックアード推進課副課長。

○MIYOSHIオリンピックアード推進課副課長（三浦康晴君） 三浦です。先日の重要政策会議で議論いたしました内容につきまして、資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず初めに、18歳に引き下げた場合の課題といたしましては、18歳の多くが高校生であり、進学や就職において重要な期間であることや、あと受験費用や入学金等々の経済的負担の増大が課題として挙げられました。また、こちらは初年度の対象とさせていただいているものももしも18歳に引下げをして成人式という形で実施する場合、最初の初年度におきましては、対象者は18、19、20歳というその3か年の者が対象者となり得ることが想定され、その場合の日程調整等の混乱が生じるという課題が挙げられました。

また、続きまして、こちら3のほうにつきましては、法務省分科会による参考データの抜粋となっております。まず初めに、①といたしまして、成年年齢の引下げ後の成人式につきましては、現在検討しているというふうに答えた自治体が65.9%ございました。また、裏面のほうへお進みください。さらに、その成人式の対象年齢につきましては、決定していると回答した中で、20歳で行うというふうに答えた自治体が約61回答になりまして、91%となっております。

また、年齢層別の世論調査における成人式の対象年齢についてアンケートを取った結果、16歳から22歳におきましては、20歳と答えた回答が71.9%、また40歳から59歳の対象年齢でアンケートを取った結果といたしましては、同じく20歳と答えたのが55%という結果となっております。

また、③、関係者へのヒアリングといたしまして、まずは対象年齢を18歳とすべきの意見といたしましては、こちらに記載しているとおり、自覚を促すための機会として、早い段階で成人式を実施したほうがよいという意見や、時期を変更することによって受験や就職を解決できるのでは、また未成年飲酒の問題が激減するのではないか、制服等での参加により、経済的負担が軽減するのではないかという意見が出ております。

また、次のページへお進みください。また、逆に対象年齢を20歳とすべきの意見といたしましては、本人だけではなく、家族も含めて落ち着いた環境で成人式を祝うことができることによって、深い自覚を持って社会に貢献できると、またそれによって意義深いものになるという意見、さらには対象を18歳にしてしまうと、多くが時間的、精神的、経済的余裕がないため、出席者が少なくなり、文化が失われるといった意見がございました。

それらを踏まえまして、すみません。こちらは令和2年7月20日時点での状況なのでございますが、県内自治体の状況といたしまして、20歳で公表しているものが29自治体、まだ未公表は34自治体で、公表している自治体は全て20歳という形での公表となっております。

最後に、資料裏面になりますが、今後の課題として挙げられたものが、令和5年以降、成人式の名称をどのようにするのかというのが課題として挙げられております。また、「はたちの集い」や「はたちを祝う会」というなど成人という言葉が使えなくなる関係がありましたので、これは一般公募や今後どのように決めていくのかというのは課題として挙げられました。

このような経緯を議論いたしまして、今現在重要政策会議の中では、三芳町として令和5年以降も20歳として成人式を行うという報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ただいま令和5（2023）年以降の成人式について説明をしていただきました。

質問がある方は挙手にてお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で協議事項の5番、令和5（2023）年以降の成人式についてを終了とさせていただきます。ありがとうございました。

ここで、1時間たちますので、休憩をしたいと思います。

（午前10時32分）

---

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

（午前10時44分）

---

◎オンライン会議について

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を行いたいと思います。

協議事項の5番、オンライン会議について協議をさせていただきます。

先週の15日にオンライン会議の試行を、実際に皆さんにオンライン会議がどういったものかということで試行していただきました。

まずは、前も聞いたのですけれども、そのときの課題、お気づきの点があれば皆さんに改めてお聞きをしたいと思います。

何かございますでしょうか。よろしいですか。

この前聞いたので、聞いたことはメモもしてありますので、ほかに改めて言いたいこととかがあればお聞きをさせていただきたいと思いますが、大丈夫ですか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

1点だけちょっとお伺いしたいのですが、このオンライン会議は内容としては、様々なケースが、例えば全員協議会のときだけではなく、いろんな委員会ということもあるということでしたっけ。その点お願いします。

○議長（井田和宏君） 委員会が例えば感染症の蔓延であるとか、大規模な災害のときに開催できないとき等を皆さんがこの庁舎に来られないときを想定して、委員会等でも開催できるということで今協議を進めているところでございます。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

その上で、傍聴ということへの対応といいますか、扱いといいますか、それをこういうオンラインにした場合はどのように考えるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 傍聴者については、まだまだそこまで協議が進んでいない段階でございまして、今後傍聴者の対応であるとか、様々オンライン会議にすることによって、課題が出てくると思うのです。その課題については、改めて協議をしていければというふうには思っています。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

私は、多分こういう場であればら出してはなかなかまとまりつかないと思って、文書で出したのですが、この場でみんな思いついたことを言って、ばらばらだとなかなかまとまらないと思うので、必要だったら会派から出すとか、個人でも受け付けるとかして、どこかでそちらでまとめて、ここはちょっと検討する必要があるとか、ここは相談する必要があるなというのを切り分けをきちっとした段階でないと、これ何時間たっても終わらなくなってしまう、へたすると思うのですが。

○議長（井田和宏君）　そうですね。皆さんいろんな意見をお持ちだと思いますし、課題と感じていることがあると思いますので、その辺についてはどういった場で、どういった意見をもらうかというのは改めて決めていきたいと思いますが、協議として例えば今は試行した段階ですよ。試行して皆さんが実際にオンラインやってみて、つながるか、つながらないか、どういった操作の課題があるかということを確認をさせていただいたと思います。これからは実際に委員会を開催するに当たって、例えば要綱をつくったり、条例を改正したりということが必要なことなのかどうかを判断をしていただいて、その条例改正、要綱の作成等について必要であればそれはやらなければいけないことだと思っておりますし、そういったことも含めて議会のほうで決めていきたいというふうに思います。それに当たって協議を進めていく中であって、どういった方法で議員の皆さんから意見を集めていくのか、またそこで協議を進めていければというふうにも思っています。

桃園議員。

○議員（桃園典子君）　桃園です。

この手元にいただいた資料の中のオンラインを活用した委員会開催要綱の第3条のところなのですが、オンラインを活用した委員会にオンラインにより参加を希望する委員って、この希望ということの意味合いを。

○議長（井田和宏君）　そこちょっとお待ちください。実は例えば今日資料の中に、委員会条例の新旧対照表であるとか、オンラインを活用した委員会開催要綱というものは、本当にたたき台のたたき台、ちょっと事務局と正副議長で考えてつくって見たものがあるのですが、これをまず協議をしていただく前に、この例えばオンライン委員会を開催するに当たって、こういった条例の改正や要綱の作成が必要ということについてご意見をいただければと思います。必要ということであれば条例の改正や要綱の作成を行っていききたいと思います。皆さんの中で条例の改正、要綱の作成は必要ということによろしいでしょうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君）　菊地です。

何が必要なのか、何が足りないのかというのが分からなくて、必要かどうかと聞かれても分からないと思うのだけれども。要するにオンライン会議の全体像が見えていない中で、何を変える、何を変えないと言われても、それ全然分からないと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君）　菊地議員。

○議員（菊地浩二君）　すみません。菊地ですけれども。

要するに例えば今言った傍聴はどうするのだという話にしても、それはまだこれから考えないといけないと言っている中で、それでではどう変えるとか、変える必要があるとかという話にはまずならないと思うのです。どういうふうに三芳町議会としてオンライン会議をやっていくのかというのを話まとめていかないと、では今の現行では合わないからこれは変えましょうとか、今の現行のままですとどこまで取りあえずやってみましょうとか、そういう話があると思うのです。それが無いのに、まずやりましょう、やりましょうとだけ言っても、話は全然まとまらないと思いますけれども。

○議長（井田和宏君）　オンライン会議は試行しましたけれども。

では、ちょっと、ちょっと、菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

試行はしましたがけれども、取りあえず前回はみんなが接続できましたというだけしかないわけですね。あれをもって、では各委員会の委員長が委員会をできますかとなったら、それは難しいと思うのです。だから、そういうことができるようになってからでないと、全体像って、どこが足りないとかという話が出てこないと思う。1回やっただけで、では変えましょうという話にならないのではないかと考えているのですけれども。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今の段階で要綱なり作成しなくても、条例改正しなくても、どこまでできて、どこまでできないか。1回ははっきり言って委員会やっていないのですよね。この前だって別に正式委員会ではないですよね、あれ。全協。

○議長（井田和宏君） 公式なものではないです。

○議員（山口正史君） 違いますよね、公式ではないですよ。だから、今の段階で何を最低限変えないと、オンライン会議ができるのか、できないのかとはっきりしていないと。そういうのがあって、それからもう一つ踏み込んで、次はこういう場合、例えば傍聴の話とか、ほかにもいろいろあるのですよ、採決どうするのかとか。そのどういう問題が今度やるとなったら、正式な委員会をやるとなったら、何が問題なのかというのを列記していかないと、何を変えるか、何を変えないか出てこないと思うのです、いきなりこれ出されても。今みたいな変な話が出てくる。第3条なんてすごく変な話で、委員会って基本的に参加を希望する人たちが出る会議ではないですから、逆ですから。参加できない委員がいたら、それは委員長に事前に連絡するとなっているはずなのです。それがまるっきり逆になっているから、まるっきりおかしいなと思って見えていますけれども、今そこまでの議論できないと思うのです。だから、何か手順が違うのではないのと。

○議長（井田和宏君） 事務局。

○事務局書記（小林忠之君） すみません。確認だけよろしいですか。前回の全員協議会の中で一応正式な会議をやる方向で協議するというような感じで決まったかなと私は認識していたのですけれども、それはちょっとまた認識が違うような形ですか。まだゼロ、まだそこまでいってなくて、今後委員会をだからどうというような方法でオンライン会議をやっていくのか。それにだから必要なものをこれから考えていくのかというまだ手前の段階ということよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

やるかやらないか、これからやっっていこうという方向性は大体意見の一致は見ていると思うのですが、正式な会議をやっていくとなったときに、いろいろ変更しなければいけない。まずそこがスタートですよ。それで、今度では正式にやりましょう。そのために委員会条例改正しましょう。では、今度具体的に細かいところが出てきますよね、課題として。正式にやるには傍聴はどうするのかとか出てくるわけではないですか。それを全部みんな洗い出して、それで今度要綱に落っことしていくという作業が次の段階だと思うのです。

○議長（井田和宏君） 事務局。

○事務局書記（小林忠之君） すみません。それで、一応その協議をするためのたたき台として、正式に会議をやるのであれば、こんなことが必要なのかなというところで、たたき台をつくってきたというのが経緯、私の考えていた経緯なのですけれども、それとまたちょっとあれなのですか、どうなのでしょう。その辺がだからちょっと。今後だからちょっとまだまだ足りないと思うのです、もうこれ全然足りないと思うので、そういうところを足したり引いたりして、もしやるのならですよ、正式にやるのであれば、そういうような形で12月議会に向けて持っていくのかなというふうな形では思っていたのですが。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

すみません。確認なのですけれども、前回の議運でこの委員会の条例の改正とかも含めて協議されたと思うのです、話。いろいろとこう直したらどうだとか、そういうところまで一応話しされたと思うのですけれども、そこら辺って事務局のほうで確認って取れますか。

〔「ちょっと暫時休憩しますか」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午前10時57分）

---

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

（午前11時14分）

---

○議長（井田和宏君） オンライン会議については、今休憩中に皆さんからいろんな意見をいただきました。いろんなご意見がありますので、1回会派に持ち帰っていただいて、協議をしていただきたいと思います。協議する内容については、後日代表の方に期限も含めてお知らせをしますので、それを基に協議をしていただきたいと思います。

ほかに皆さんからございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） よろしいでしょうか。

それでは、以上で協議事項の5番、オンライン会議についてを閉じさせていただきます。

---

#### ◎総務常任委員会

○議長（井田和宏君） 続いて、報告事項に移りたいと思います。

報告事項の1番、総務常任委員会より報告を求めます。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。総務常任委員会より1点だけなのですけれども、皆さんにご報告申し上げます。

以前、前回ではないです。全員協議会で皆さんに報告させていただきました庁舎内の火災発生による議場からの避難訓練として、進行表のほうを今日皆さんのほうに配付させていただいております。事務局を通して町執行側のほうに今年度の火災の避難訓練のほうをするかしないかの確認を今取っていただいているので



すけれども、今日現在まだ確認が取れていないというか、やるかやらないか、まだ決まっていないというような状況なので、委員会のほうでその後諮りまして、町のほうが今回執行しないということであれば、議会単独でという形にはなりませんけれども、12月定例会、1日から開会ということなので、初日に避難訓練のほうを開催したいというふうに思っております。

これ委員会のほうでこの今日お配りした案のほうは一応これで諮った上で、問題ないのではないかとというふうな形でお配りさせていただいておりますけれども、今日委員外の方もここで確認していただいて、こういうのを記載追加したほうがいいのではないかとというようなご意見ありましたら、また事務局なりなんなりにちょっと意見をいただいて、またその後、委員会のほうで諮らせていただければなというふうに思っております。

また、今回この案という形で出させていただいたのが、まだ出火元というのが決まっていないということで、これ決まり次第、案というのを外させていただくような形取りたいと思いますので、ご了承いただければと思います。

以上、今、日程のほうも報告させていただきまして、総務常任委員会からのご報告は以上となります。

○議長（井田和宏君） 今の総務常任委員会からの説明に対して質問がある方は挙手にてお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎議会運営委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会運営委員会より説明を求めます。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

では、皆さんのお手元に三芳町議会基本条例の一部を改正する条例ということで、案としてお示しをしておりますが、まず契機となったことに関しましては、今年発生した新型コロナウイルス感染症に関しまして、当初だと毎年、通常ですと4月の下旬頃開催していたのですが、そのコロナ禍において皆さんを集めて議会報告会、ふれあい座談会を開催するのは難しいということで延期になった経緯があります。今の段階においても、そのコロナ禍が収束しない中で、議会報告会を開催することはどうなのだろうかということは広報広聴常任委員会のほうでしっかり協議をしていただいたところだと認識をしています。

結果的に、今年度、今年度の開催は難しいだろうということで、一定の結論が出たということがあります。それであれば、基本条例では、もう何があってもというか、開催しないという選択肢をつくっていなかったということもありますので、このまま開催しないということが条例違反、特に三芳町議会にとって大事な、基本条例に違反してしまうのはどうなのだろうかということもありますので、今度の12月定例会において議会報告会を原則として年1回開催するというような改正をしていきたいというところまでとまりました。

あと、制定時にいろいろ想定外ということもあるのかもしれないということも含めて、新しく11章として、最後、11章、雑則です。委任ということで第24条をつくって、この条例に定めるもののほか、この条例の施

行に関し必要な事項は、議長が定めるという形をして、ちょっと幅を、何かあっても対応できるような幅をつくっていききたいというところで提案をしていききたいと思っております。

今回起こったのは、コロナウイルス感染症なのですが、今後何が起こるか分からない。本当に大規模な災害というのもいつ発生するか分からないという中において、やはり議会が迅速にしっかりと対応するために改正していくというところになっております。

必要な事項を議長が定めるというところに関しましても、誰が定めるべきかというところも考えた上で、やはり議会の代表としては議長が定める。ただ、勝手に自分本位に改正するということは恐らくできないだろうということも含めて、そういったことも含めて検討をいたしました。

一応これで議会運営委員会のほうは決定をしたということで皆さんに報告をしたいと思います。

もう一度改めて言うと、12月定例会の初日に発議をしていききたいと思っておりますので、まず1点はその件です。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今、議会運営委員長より基本条例の改正について報告がございました。

質問があれば挙手にてお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で議会運営委員会からの報告を閉じさせていただきます。

〔「違う、違う。まだ1点」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） もう一点、すみません。失礼しました。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 2点目です。

先ほど12月定例会は12月1日ということがありましたので、12月定例会に関しまして、議会運営委員会、定例会の会期日程、運営方法を定める議会運営委員会は、11月24日に開催をすることになります。

あわせて、一般質問に関しましては、連休が入りますので、ちょっと早めになります。18、19日、11月18、19日に一般質問通告書の提出期限となりますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

あと、これとは別に、今、議会運営委員会で意見書についてを協議しています。その件につきましては、10月28日、9時半から議会運営委員会を、議長に言っていなかったつけ。

○議長（井田和宏君） 10月28日。

○議会運営委員長（菊地浩二君） ああ、そうだ。遅かったのだ。

○議長（井田和宏君） 大丈夫です。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 28日に開催したいと思います。協議事項は、今言った意見書と、あともしかしたらイレギュラーで何か入ってくるかもしれませんが、そちらのほうも協議したいと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今、議会運営委員会より報告がございました。

質問がある方は挙手にてお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で議会運営委員会からの報告を閉じさせていただきます。

---

◎入間東部地区事務組合

○議長（井田和宏君） 続きまして、報告事項の3番、入間東部地区事務組合から報告を求めます。  
細谷議員。

○入間東部地区事務組合議会議員（細谷光弘君） 入間東部地区事務組合議会議員の細谷です。

それでは、報告させていただきたいと思いますが、お手元に資料をご用意いたしましたので、そちらを御覧になっていただきながら説明をしたいと思います。

入間東部地区事務組合議会定例会が9月30日に開催されました。議案につきましては、令和元年度入間東部地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定と公平委員2名の選任の3議案でございました。全会一致で全ての議案は承認されました。

決算の内容といたしましては、資料の6ページを御覧ください。このようなグラフのようになっております。

また、1ページに戻っていただきまして、1番の決算概要についてですが、令和元年度の実質収支は約2億7,733万円の黒字となっております。歳出歳入ともに増額となった主たる要因といたしましては、繰越明許となっていましたし尿処理施設建設工事等の完了、38メートル級はしご車の購入、東消防署富士見分署建設事業の開始等が要因となっております。

構成市町の負担金につきましては、その下の2番を御覧になってください。三芳町の令和元年度負担金は、前年度より288万円減って7億2,167万円となっております。こちらの内訳につきましては、三芳町の決算書のとおりでございまして、総務負担金、常備消防費が6億3,837万円、し尿処理が2,528万円、斎場費が3,188万円、非常備消防のほうは2,613万円と、町のほうの決算書に載っておりますので、そちらのほうは省略させていただきます。

使用料及び手数料につきましては、(2)番を御覧ください。その他の項目につきましては、3ページ、4ページ、5ページを御覧いただければいいと思います。

参考資料といたしまして、令和元年度のし尿浄化槽の処理人口及び処理数、年間火葬件数及び式場利用数、119番受信件数・火災総数・救急出場件数・救助出場件数等について書いてありますので、御覧になっていただきたいと思います。

一般会計の決算の資料でございしますが、細かいことをお知りになりたい方は、必要なものがあれば、事務局のほうに資料を預けておきますので、後で御覧になっていただければと思います。

公平委員につきましては、特に資料は用意してございませんが、川越市の清水秀朗様が再任され、三芳町在住の横山通夫様が新任で選任されました。

それでは、7ページを御覧ください。令和2年度8月31日までの活動実績の報告になっております。火災、救助、救急活動とも前年同期より減っております。ここには記載はございませんが、新型コロナウイルスの疑いのある緊急出動につきましては、この時点では100件あったそうです。また、その中で陽性者は9名いらっしゃったということでございます。

浄化センター、しののめの里につきましても記載のとおりでございまして、しののめの里につきましては、新型コロナウイルスでお亡くなりになった方の火葬の受入れ準備は既にできておりますが、実際の利用は今

のところないそうです。

また、し尿処理場の隣のバイオガス発電プラントにつきましては、本年度9月4日より営業運転が開始されました。発電電力量は1日当たり1万3,000キロワットアワーとなっております。

以上、報告させていただきます。

○議長（井田和宏君） 今、入間東部地区事務組合について報告がございました。

質問がある方は挙手にてお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上3件、報告事項を終了させていただきます。

---

#### ◎その他

○議長（井田和宏君） その他について皆様からございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、次回開催日時なのですが、定例の全員協議会が11月17日火曜日、9時半より開催をさせていただきます。よろしくお願いたします。

以上、協議事項、報告事項、その他について終了させていただきます。

それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（落合行雄君） 大変お疲れさまでございました。

閉会につきまして小松副議長、よろしくお願いたします。

○副議長（小松伸介君） 本日は全員協議会ということで、大変ありがとうございました。

本当にこの数日間、もう朝もめっきり寒くなりまして、本当に冬に向かっているなというふうに感じております。体調を崩しやすい時期でございますので、皆様どうかご自愛いただきまして、活動に励んでいただければと思います。

本日は大変にお疲れさまでした。

(午前11時29分)